

京都市訓令甲第35号

消 防 局

京都市消防局長専決規程の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市長 榎 本 頼 兼

第3条中第45号を削り、第44号を第45号とし、第43号の次に次の1号を加える。

(44) 審議会、審査会等に対する諮問に関すること。

第3条第46号及び第47号を削り、同条第48号中「第50号」を「第48号」に改め、同号を同条第46号とし、同条第49号から第55号までを2号ずつ繰り上げ、同条第56号中「助役」を「副市長」に改め、同号を同条第54号とし、同条第57号から第64号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)